

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【38】

2. 日時：令和3年12月14日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他14名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 上席課長 他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁のテルイです。それでは島根 2 号の設工認の基本的な当社のヒアリングを開始したいと思いますので早速ですが、説明をお願いいたします。
0:00:16	中国電力のタカノです。初めに本日の提出資料について確認させていただきます。
0:00:23	全部で 6 図書ございまして、まず一つ目ですけれども、資料番号のやつにはい本ほかiPhone008 回 03。
0:00:33	二つ目、ANSにはい本気はイオン 064 三つ目、NSにはい本気開放 065 四つ目NSにはい本気体温 066 説明NSに
0:00:48	はい本気はい本て六、七、三つ目、NSにはい本気か異音 068 となります。
0:00:56	提出日集めて、12 月 9 日となります。
0:00:59	資料はお手元におそろいでしょうか。
0:01:03	規制庁取手数大丈夫で、
0:01:07	中国電力のタカノです。それでは本日の提出資料について各条文の比較を用いてご説明させていただきます。
0:01:15	なお、NSに配合ほか台本 00803 の工認記載適正化箇所につきましては、各条文の説明に併せて該当部分を御説明させていただきます。
0:01:28	まず、資料番号NSにはい本気台本 064 の第 64 条、原子炉格納容器内の冷却等のための設備について、
0:01:37	御説明させていただきます。
0:01:40	通し番号で 42 ページの比較表をご覧ください。
0:01:47	こちらは原子炉冷却系統施設の比較表にあります。昨日 62 条 63 条で御説明した内容と同様になります。
0:01:56	黄色ハッチングの部分ですけども、記載の適正化を行っております。
0:02:01	熱性 2-2 杯ホーム、
0:02:04	ほか、iPhone008 回 03 の 4 ページのNo.19 になります。
0:02:11	合わせて通し番号の 10 ページの様式内についても記載の適正化を実施しております。
0:02:19	現状の記載ですと、65 条のみの設計を合わせて記載となっておりますので、62 条、64 条も含めた記載に適正化を図っております。
0:02:30	続いて先行プラントとの相違点になります。
0:02:33	一つ目の東海第 2 との相違は記載方針の相違になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	二つ目の東海第 2 との相違は締めり号機はSA時に波形設備である原子炉補機代替冷却系による対応により対応する設計としておりますので、設備の相違となります。
0:02:51	三つ目の東海第 2 との相違ですけれども、島根 2 号機は燃料プール冷却系で使用する原子炉補機代替冷却系について 69 条での基本設計方針で記載しておりますので、資料構成の相違となります。
0:03:06	四つ目の東海第 2 柏崎との相違ですけれども、締めり 2 号機は屋内、屋外の接続が使用できない場合に、屋内のステップ内の接続交渉して、大型送水ポンプ車により海水を原子炉補機冷却系に送水する設計としておりますので、設備の相違となります。
0:03:26	続いて 43 ページをお願いします。
0:03:30	一つ目の東海第 2 と相違は先ほどご説明した内容と同様です。
0:03:35	二つ目の柏崎との相違ですけれども、こちらは移動式代替熱交換設備に用いる SA 電源設備の相違となります。
0:03:45	続いて 44 ページをお願いします。
0:03:52	ここからは、原子炉格納施設の比較表になります。
0:03:56	昨日 63 条で説明した内容と同様になります。
0:04:01	一つ目の東海第 2 との相違は真空破壊装置の個数の相違になります。
0:04:07	一つ目の東海第 2 とかちやイワサキとの相違は型式の相違となります。
0:04:14	続いて 45 ページをお願いします。
0:04:20	できるハッチング部分の記載の適正化を実施しております。
0:04:24	NSに介護他-008 回 03 の資料でいきますと、ナンバー18 になります。
0:04:33	合わせて通し番号 9 ページの様式 7 についても適正化を図っております。
0:04:40	原子炉補機冷却系の機能喪失に反する記載の整合が図られておりませんでしたので、統一を図っております。
0:04:50	続いて先行プラントの相違になります。
0:04:53	一つ目の東海第 2 柏崎との相違ですけれども、じゃあ想定する機能喪失の記載方針の相違となります。
0:05:03	二つ目も同様です。
0:05:07	三つ目の東海第 2 との相違ですけれども、流量に関わる記載方針の相違となります。
0:05:14	続いて 46 ページをお願いします。
0:05:20	こちらは今まで御説明した内容の層位理由になりますので説明は割愛させていただきます。
0:05:26	続いて 47 ページをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:34	一つ目の相違理由ですけれどもこちら先との相違は想定する機能喪失の記載方針の相違となります。
0:05:41	二つ目の東海第 2 との相違は想定する機能喪失要因による省できない設備の記載方針の相違となります。
0:05:51	三つ目の柏崎との相違ですけれども、島根 2 号機の格納容器代替スプレイはドライウエル側へのスプレイのほうが効果的でありますので、D/W側へのスプレイのみ実施する設計としております。
0:06:08	続いて 48 ページをお願いします。
0:06:14	上から三つ目までの相違については今まで説明した内容なので割愛させていただきます。
0:06:22	四つ目の東海第 2 との相違ですけれども、昨日、コメントをいただいておりますので、記載のほうにつきましては検討させていただきたいと思っております。
0:06:34	五つ目の東海第 2 との相違ですけれども、流量に関わる記載方針の相違となります。
0:06:41	続いて 49 ページをお願いします。
0:06:48	一つ目の東海第 2 柏崎との相違ですけれども、低圧原子炉代替注水ポンプに用いるSA電源の相違となります。
0:06:59	続いて 50 ページをお願いします。
0:07:05	一つ目と二つ目と五つ目の相違については、説明済みですので割愛させていただきます。
0:07:15	三つ目の東海第 2 との相違ですけれども、格納容器代替スプレイ計画を可搬型に用いる可搬型のポンプが異なることになることによる層位となります。
0:07:28	四つ目の東海第 2 と柏崎との相違につきましては、系統構成に違いによる設備の相違となります。
0:07:37	続いて 51 ページをお願いします。
0:07:43	こちらの内容につきましては、今まで御説明した内容となりますので割愛させていただきます。
0:07:51	続いて 52 ページをお願いします。
0:07:55	こちらについてもすでに御説明済みの内容ですので割愛させていただきます。
0:08:02	続いて 53 ページをお願いします。
0:08:08	一つ目の東海第 2 との相違は資料構成の相違となります。
0:08:14	二つ目三つ目につきましては、御説明済みですので割愛させていただきます。
0:08:21	一番下の四つ目の東海第 2 との相違ですけれども、締めり 2 号機は設計基準事故対処設備との独立性について記載しております。
0:08:32	続いて 54 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:38	こっからは補機駆動用の燃料設備の比較表となります。こちらにつきましても昨日の 62 条 63 条で御説明させていただいた内容と同様になります。
0:08:54	まず一つ目と四つ目の柏崎との相違につきましてはしまいに号機の代替注水ほかに使用する可搬型設備は大量送水車と大型送水ポンプ車 2 種類であることによる設備構成の相違となります。
0:09:12	2 二つ目と五つ目の柏崎との相違は他号機と共用しないことによる相違となります。
0:09:23	続いて三つ目の東海第 2 と柏崎の相違ですけれども、締めり号機は 4 種類のタンクから燃料起きる燃料補給できる設計としていることによる設備の相違となります。
0:09:37	こちらにつきましては昨日 62 条でも御説明させていただいた通り、タンク名称を適正化については検討中ですので、決まり次第、反映させていただきたいと思えます。
0:09:51	続いて 55 ページをお願いします。
0:09:58	一つ目から三つ目までの相違については説明済みですので割愛させていただきます。
0:10:06	四つ目の東海第 2 との相違ですけれども、締めり 2 号機は補機駆動への燃料補給する設備として放送使用するため記載しております。
0:10:18	随契 56 ページをお願いします。
0:10:25	こちらにつきましては、非常用取水設備の比較表となります。
0:10:30	こちらにつきましても昨日 62 条 63 条で説明してさせていただいた内容と同様となります。
0:10:39	一つ目の東海第 2 ヶ所先との相違ですけれども、こちらは取水設備の設備設計の相違となります。
0:10:47	二つ目の東海第 2 と柏崎柏崎との相違ですけれども、引き合い引き波時の対策の違いによる違いとなります。
0:10:59	以上で 64 条の説明は終了させていただきます。ここで説明者を交代させていただきます。
0:11:08	中国電力のウエダですね、NS II - 期 - 6006 号使用しまして、65 条の基本設計方針について御説明させていただきます。33 ページをお願いします。
0:11:24	こちらが原子炉冷却系統施設の基本設計方針となります。当該ページは、先ほど 64 条で御説明した内容と同様になります。
0:11:36	また、工認規制工認記載を適正化書の No.21 についても、64 条と同様となります。
0:11:45	34 ページをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:47	一つ目、二つ目の相違点についても、先ほど 64 条で御説明した内容と同様となります。
0:11:55	三つ目の相違点につきましては、東海第 2 との記載方針の相違となります。
0:12:02	35 ページをお願いします。
0:12:05	こちらが放射線管理施設の基本設計方針となります。
0:12:10	一つ目の相違点につきましては、東海第 2 との資料構成となりまして、方針島根 2 号機はフィルターベントの遠隔手動弁操作機構操作場所における放射線防護について、原子炉格納施設の基本設計方針に記載しており、資料構成が相違しております。
0:12:30	二つ目、三つ目の相違点については、柏崎 7 号機との相違となり、島根 2 号機のスクラバ容器ほかの設置場所が異なるものになります。
0:12:42	36 ページをお願いします。
0:12:45	こちらから原子炉格納施設の基本設計方針になります。
0:12:50	中段に記載の真空破壊装置に関する相違点につきましては、先ほど 64 条で御説明した内容と同様となります。
0:13:01	後段当社残留熱代替除去系についての記載について、東海第 2 と設備及び記載方針の相違があります。
0:13:11	設備の相違は、
0:13:13	溶融炉心の落下遅延防止するための設備の相違となります。また、溶融炉心の落下遅延防止する場合のホウ酸水の平行注入については、この後御説明いたします 66 条の基本設計方針に記載しており、
0:13:31	資料構成記載方針の相違があります。
0:13:35	37 ページをお願いします。
0:13:38	中段記載の一つ目、二つ目の相違点については、設備の相違となります。
0:13:44	一つ目は東海第 2 との相違となり、島根 2 号機は残留熱代替除去系に使用するポンプの予備機を配備することで信頼性の向上を図っております。
0:13:57	二つ目は柏崎 7 号との相違となり、島根 2 号機は原子炉格納容器へのスプレイにより格納容器下部への注水を行います。
0:14:08	三つ目の相違点は、東海第 2 との相違となります。
0:14:14	本システムに使用する冷却水の供給元の総意によるものです。
0:14:20	四つ目の相違につきましては次のページにもかかっておりますが、記載方針の相違によるものとなります。
0:14:27	38 ページをお願いします。
0:14:30	四つ目の相違点につきましては、柏崎 7 号と型式の相違がございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:40	二つ目の相違につきましては、柏崎 7 号と使用する電源が相違しているものとなります。
0:14:47	三つ目の相違点につきましても、課長でき 7 号との相違となりまして、流路として整理する設備が異なっているものになります。
0:14:57	四つ目の相違点は、東海第 2 との相違点となり、系統構成及び記載方針の相違により流量として整理する設備が異なっております。
0:15:09	39 ページをお願いします。
0:15:12	一つ目の相違点は 38 ページに同様課長でき 7 号と使用する電源が異なります。
0:15:20	二つ目の相違点につきましては、東海第 2 柏崎 7 号との相違となり、各設備の設置場所の相違によるものです。
0:15:30	三つ目の相違点は、東海第 2 との相違となり、
0:15:35	ベント操作後の待避先の相違による設備の相違となります。
0:15:42	40 ページをお願いします。
0:15:45	ここから格納容器フィルタベント系の基本設計方針になります一部昨日 63 条の基本設計方針で御説明した内容と重複しますが、再度御説明させていただきます。
0:15:59	一つ目の相違点は、東海第 2 との相違点となります。
0:16:04	島根 2 号機の格納容器フィルタベント系は分離型のフィルタ装置を採用しているものになります。以降同様の差異については説明を割愛させていただきます。
0:16:16	二つ目の相違点は、柏崎 7 号との相違となります島根 2 号機の格納容器フィルタベント系はドレンだまりを考慮し、配管ルートを構成しており、設備構成が異なっているものとなります。
0:16:30	三つ目の相違点は、東海第 2 柏崎 7 号とかし格納容器フリーターとベント系の系統設計流量が異なっているものになります。
0:16:42	四つ目の相違点は、東海第 2 柏崎 7 号との相違となり、
0:16:48	島根 2 号炉ではフィルター装置の個数を 4 個を設置しており、フィルタ装置の個数が異なっております。
0:16:56	41 ページをお願いします。
0:16:59	一つ目の相違点、
0:17:02	東海第 2 との
0:17:07	申し訳ございません。一つ目の相違点につきましては先ほど御説明したものと同一となります。二つ目の相違点につきましては、
0:17:21	肩書き 7 号と 6 型式の相違がございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:27	三つ目の相違点につきましては、東海第 2 との相違となり、島根 2 号機は、格納容器フィルタベント系に窒素供給ラインを設け、可搬式窒素供給装置により直接供給できる系統構成としています。
0:17:42	10 ページに続きますが、四つ目の相違点につきましては、東海第 2 との相違となり、島根 2 号機の格納容器フィルタベント系は、ベント中に、原子炉格納容器圧力が負圧とならない設計としており、停止後の負圧防止破損について、
0:18:00	負圧破損防止について記載しているものとなります。
0:18:04	42 ページをお願いします。
0:18:06	一つ目の相違点につきましては、東海第 2 と記載方針の相違となり、
0:18:12	島根 2 号機では、第 3 弁の遠隔手動弁操作機構についても、基本設計方針に記載しているものとなります。
0:18:21	二つ目の相違点につきましては、柏崎 7 号との相違となり、
0:18:27	つまり 2 号機では、排出経路に設置する。
0:18:31	隔離弁については、電動弁のみで構成しているものとなります。
0:18:36	43 ページをお願いします。
0:18:40	四つ目の相違点につきましては、東海第 2 柏崎 7 号との相違となります島根 2 号機は、スクラビング水の排水補給排水設備を試合を使用しなくても、フィルター機能維持できると設計としていることから、
0:18:56	補給排水に関わる設備を自主対策設備として設置しております。
0:19:01	二つ目の相違点につきましては、柏崎 7 号との相違となります島根 2 号機の格納容器フィルタベント系は系統待機時に十分な量の薬品保有していることから、
0:19:14	薬品補給に関わる設備を自主対策設備として設定設置しております。
0:19:21	三つ目の記載の相違については、東海第 2 との記載方針の相違となります。
0:19:28	四つ目の
0:19:30	相違点につきましては、東海第 2 と資料構成が相違しており、秋ほど御説明した。
0:19:37	いたしました遠隔手動弁操作機構操作場所における放射線防護について、島根 2 号機は原子炉格納施設に記載しております。
0:19:46	44 ページをお願いします。
0:19:49	四つ目の
0:19:51	等移転につきましては柏崎 7 号との相違となります島根 2 号機は必要な壁厚を有した原子炉建物附属棟へ遠隔手動弁操作機構を設置することで放射線防護を考慮した設計としております。
0:20:07	二つ目の相違点につきましては東海第 2 との記載方針の相違となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:14	以降、2号機、島根2号機記載のaポツ対応性位置的分散及び独立性の内容については、先ほど39ページで御説明した内容と同様となります。
0:20:28	46ページをお願いします。
0:20:32	ここで一つ訂正がございますが、下から二つ目の5号機と共用しないといった柏崎7号との相違点ですが、当該層今ございませんでしたので訂正させていただきます。
0:20:45	また、
0:20:46	補正からの変更として、ページ、最終パラグラフの可搬式窒素供給装置を発電設備の燃料補給に使用する設備として包装し、追記しており、
0:20:58	これは、
0:21:00	48ページ以降記載の補機駆動用燃料設備で燃料補給に使用する設備と整合を図ったものとなります。
0:21:08	遠い点の説明に戻ります。
0:21:11	一つ目の相違点は、東海第2との相違になります島根2号機の可搬式窒素供給装置は社債の発電設備により給電します。
0:21:22	二つ目の相違点は、柏崎7号との相違となり、島根2号機は可搬型設備を誤記等経営をしたいことによる相違となります。
0:21:33	三つ目の相違点は東海第2課長的なポートの資料構成の相違となります。
0:21:40	四つ目の相違点は、東海第2柏崎7号との相違となり、燃料補給するためのタンクの相違となります。
0:21:48	六つ目の相違点は補正からの変更として追記したホースに関する記載方針の相違によるものです。
0:21:59	48ページから50ページにつきましては、先ほど60。
0:22:04	4条で御説明した内容と同様ですので割愛させていただきます。以上が65条の基本設計方針に関する説明となります。ここで説明者を交代させていただきます。
0:22:21	中国電力のタカノです。
0:22:23	それではNSにiPhone来iPhone066の第66条原子力格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備についてご説明させていただきます。
0:22:36	通しページで32ページをご覧ください。
0:22:43	こちらは原子炉格納施設の比較表となります。
0:22:47	一つ目と二つ目の相違につきましては64条で御説明している内容と同様となります。
0:22:54	三つ目につき、三つ目の増員につきましても先ほど65条で説明しました内容と同様ですので割愛させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:04	続いて 33 ページをご覧ください。
0:23:10	東海第 2 柏崎との相違にそういう理由ですけども、締めり 2 号機は、原子炉格納容器下部への注水及びSA時のSRV健全性確保の観点から、格納容器代替スプレイ計画可搬型による注水を
0:23:25	実施することとしておりますので、設備の相違となります。
0:23:30	続いて 34 ページをお願いします。
0:23:37	一つ目の東海第 2 柏崎との相違ですけども、締めり 2 号機のペDESTAL代替注水系過去常設は多様性を考慮し、原子炉格納容器下部へ直接注水するペDESTAL代替注水計画を可搬型とは異なる流量である。
0:23:53	原子炉格納容器スプレイ管によるドライウェル内へのスプレイにより、原子炉格納容器下部へ注水を行うこととしておりますので、設備の相違となります。
0:24:05	二つ目の東海第 2 との相違ですけども、流路に関わる記載の記載方針の相違となります。
0:24:13	続いて 35 ページをお願いします。
0:24:18	一つ目の東海第 2 柏崎との相違ですけども、島根 2 号機は原子炉格納容器下部へのドレン配管がサンプに繋がっているため、原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心がドレン配管を通じて 3 ページ、流出しないよう、コリウムシールドを設置しております。
0:24:39	それで二つ目と三つ目の東海第 2 との相違ですけども、
0:24:44	こちらはペDESTAL代替注水系括弧管型に用いる可搬型ポンプの相違となります。
0:24:52	続いて 36 ページをお願いします。
0:24:57	こちらにつきましてははすべて説明済みの内容となりますので割愛させていただきます。
0:25:05	それで 37 ページをお願いします。
0:25:10	一つ目の東海第 2 柏崎との相違ですけども、低圧原子炉代替注水ポンプに徴するSA電源の相違となります。
0:25:19	二つ目三つ目の層につきましては説明済みですので割愛させていただきます。
0:25:27	続いて 38 ページをお願いします。
0:25:35	一つ目の東海第 2 との相違ですけども、締めり 2 号機は独立性を確保する対象の電路を明確に記載しておりますので記載方針の相違となります。
0:25:46	二つ目三つ目の相違につきましては説明済みですので割愛させていただきます。
0:25:53	続いて 39 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	一つ目から三つ目の相違につきましてはすでに説明済みですので割愛させていただきます。
0:26:08	四つ目の東海第 2 層位ですけれどもこちらは設備の相違となります。
0:26:15	続いて 42 ページをお願いします。
0:26:28	一つ目と四つ目の増員につきましては 64 条で御説明しておりますので、
0:26:35	気体について別途検討させていただきたいと思います。
0:26:41	二つ目と三つ目の相違につきましては、説明で説明済みですので割愛させていただきます。
0:26:50	続いて 43 ページをお願いします。
0:26:57	黄色ハッチング部分、
0:27:00	続きまして記載の適正化を行っておりますNSにiPhone他ー008 回 03 のNo.20 に 5 ページのほうに記載しております。
0:27:11	合わせて様式な通し番号、通しページで 16 ページのほうも記載の適正化を図っております。
0:27:19	締めり 2 号機の中央制御室は 1 号機と共用ですので、記載について適正化を図りました。
0:27:30	先行との相違ですけれども、東海第 2 との相違は締めり 2 号機は島根 1 号機と中央制御室を共用する設計としておりますので設備の相違となります。
0:27:43	それで 44 ページをお願いします。
0:27:50	こちらにつきましては先ほどの 65 条で説明しておりますので割愛させていただきます。
0:27:56	続いて 45 ページをお願いします。
0:28:03	こちらは補機駆動用燃料設備の比較表となります。
0:28:07	こちらにつきましては、64 条、及び昨日も御説明させております。
0:28:14	させていただいた内容となりますので割愛させていただきます。
0:28:20	以上で、66 条の説明は終了となります。
0:28:24	説明者のほう交代させていただきます。
0:28:28	中国電力のウエダです。
0:28:31	67 条の基本設計方針について、NS II - 機で 67 を用いてご説明させていただきます。
0:28:40	26 ページをお願いします。
0:28:43	浮き上がった計測制御系統施設の基本設計方針となります。
0:28:49	一つ目の相違点につきましては、東海第 2 柏崎 7 号との相違となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	島根 2 号機は、格納容器水素濃度括弧SA及び酸素濃度括弧SA押さえ新設し、既設の格納容器水素濃度括弧B系及び酸素濃度括弧B系を重大事故対処施設としても使用する設計としております。
0:29:12	以降、同様の相違については割愛させていただきます。
0:29:17	二つ目の相違点について、柏崎 7 号との相違がございますが、島根 2 号機と柏崎 7 号では、格納容器水素濃度括弧SAの計測方法が異なり、2 号機ではサンプリング方式の計測装置を設置しています。
0:29:34	以降同様の相違については割愛させていただきます。
0:29:39	三つ目の相違点について、東海第 2 との相違となります。
0:29:44	東海第 2 と島根 2 号機では設備構成にして使用に大飯がございます。なおとして、圧力等の設定根拠については、添付資料 6-1-1-5 の別添 2 の設定根拠に関する説明書括弧別添の御説明時に改めて説明します。
0:30:06	また、島根 2 号機は使用される環境条件の相違によりサンプリングに必要な機器のみをで構成しております環境条件については、添付資料 6-1-1-7 安全設備及び重大事故対処設備が使用される条件のもとにおける
0:30:25	健全性に関する説明書の補足説明資料の御説明時に改めて説明します。
0:30:32	また、ここで補正からの変更がございます。
0:30:36	これは島根 2 号機は 1 号機と中央制御室を共用しており、これについて記載を適正化したものとなり、
0:30:44	これについて、東海第 2 との相違がございます。27 ページをお願いします。
0:30:50	一つ目の相違について柏崎 7 号との相違となります 26 ページで御説明斜層に加えて使用する電源に相違がございます。
0:31:02	二つ目の相違点について、東海第 2、
0:31:05	との相違になります島根 2 号機は既設の計測設備を重大事項対象設備としても使用する設計としていることによる相違となります。また、柏崎 7 号の総意として、設備構成及び仕様が相違しております。
0:31:23	こちらも添付資料 6-1-1-5 の別添 2 の御説明時に改めて説明させていただきます。
0:31:31	三つ目の相違点については、柏崎 7 号との相違となり、使用する電源が喪失しているものとなります。
0:31:40	はいいけ詰め相違点について当社格納容器フィルタベント系排気経路内の水素濃度測定に東海第 2 会社でき 7 号との相違がございますが、島根 2 号機の格納容器フィルタベント系は、スクラバ容器上流側から窒素ガスパーズを行い、下流側で不活性。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:00	何を確認する設計としており、排気経路内の水素濃度測定箇所が異なるものとなります。また、島根 2 号機では、可搬型の第 1 ベントフィルタ出口水素濃度により計測する設計としておる。
0:32:15	おり、この点が相違しております。
0:32:18	28 ページをお願いします。
0:32:22	中段付近記載の柏崎 7 号との相違といたしまして、島根 2 号機の耐圧強化ベントラインは最終ヒートシンクへ熱を輸送するための自主対策設備と位置付けており、基本設計方針へ記載していないものとなります。
0:32:38	29 ページをお願いします。ここから放射線管理施設の基本設計方針となります。
0:32:46	中段記載の柏崎 7 号との相違については、先ほど御説明しました島根 2 号機の耐圧強化ベントラインが自主対策設備であることによるものです。
0:32:57	30 ページをお願いします。
0:33:00	後から原子炉格納施設の基本設計方針になります。中段記載の真空破壊装置に関する相違点につきましては、64 条で御説明した内容と同様ですので割愛させていただきます。
0:33:15	後段当社窒素ガス代替注入系による可燃性ガス濃度の抑制に関する相違点については、柏崎 7 号との相違
0:33:25	となります。島根 2 号は、事象発生 7 日以内に格納容器内の酸素濃度が 5%を上回る可能性があるため、格納容器を不活性化するための窒素ガス代替注入系を重大事故対処設備として設置しているものとなります。
0:33:42	31 ページをお願いします。
0:33:45	四つ目。
0:33:47	二つ目の相違点ともに、東海第 2 との相違となります。一つ目は運用及び設備の相違となり、島根 2 号機は格納容器フィルターベント系を使用しても負圧とならない設計としているため、負圧破損を防止するための窒素ガス、
0:34:04	代替注入系は自主的な手順と位置付けております。また、島根 2 号機は、格納容器フィルタベント系に直接窒素ガスを供給できる系統構成としております。
0:34:16	二つ目は、設備及び資料構成の相違となり、島根 2 号機の可搬式窒素供給装置の電源は装置内に搭載した発電設備から給電します。また、電源に関しては 10 ページのところに記載しており、
0:34:31	資料構成が相違しております。
0:34:35	32 ページをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:37	一つ目の相違点につきましては先ほどの可搬式窒素供給装置の電源に関する記載の資料構成の相違となります。
0:34:46	ここで補正からの変更として窒素ガス代替注入系の流量に関する基本設計方針を追記しており、これについては、東海第2と資料構成が相違しております。
0:34:59	三つ目の相違点については課長だき7号との相違となり、先ほど御説明した通り、島根2号機の耐圧強化ベントラインが最終ヒートシンクへ熱を輸送するための自主対策設備であり、水素ガス及び酸素ガスの排出に使用しないということになります。
0:35:19	34ページをお願いします。
0:35:23	格納容器フィルタベント系に関する相違点につきましては65条で先ほど御説明したものと同様となりますので、割愛させていただき35ページの補正からの変更点について御説明させていただきます。
0:35:38	35ページをお願いします。
0:35:41	聾者排出経路に設置される隔離弁の遠隔手動弁操作機構について島根原子力発電所第2号機工事計画認可申請における本文及び添付資料作成要領に従い兼用している設備の記載を適正化しております。
0:35:59	以降、65条で説明させていただいた内容と同様のものを含まれますので、割愛させていただきます。以上で67条の基本設計方針の説明を終わらせていただきます。
0:36:13	ここで説明者を交代させていただきます。
0:36:18	中国電力の金居です。それは68条について御説明いたします。
0:36:23	資料番号としましてはNS2-K-068を用いてご説明させていただきます。
0:36:31	15ページをお願いいたします。
0:36:36	こちら、
0:36:38	計測制御系統施設の基本設計方針ですけれども、一つ目の相違点としまして、東海第2と柏崎との相違になりますけれども、設備の相違ということで使用する電源設備が相違しております。
0:36:53	二つ目の相違点ですけれども、こちら東海第2と柏崎との相違点になりまして、
0:36:59	こちら設備の相違ということで、島根2号機の静的触媒式水素処理装置入口温度及び出口温度の計測範囲は静的触媒式水素処理装置の作動時の
0:37:13	作動時に想定される温度範囲を監視可能な設定としております。
0:37:20	続きまして17ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:26	こちらは原子炉格納施設の基本設計方針になります。一つ目二つ目の相違点ともにあの東海第2との相違点になりますけれども、設備の相違というところで、島根2号機は水素爆発損傷防止対策として、
0:37:43	静的触媒式水素処理装置を使用することとしております。
0:37:50	続きまして18ページをお願いいたします。
0:37:55	こちらa、下のほうですけれども、東海第2との相違点がございまして、こちら
0:38:02	も、
0:38:02	記載方針の相違。
0:38:04	になります。
0:38:08	当社からの説明は以上になります。
0:38:17	はい、ありがとうございます。規制庁テレイです。ありがとうございました。それでは、64長からというふうにしていきたいと思えますけど、何か。
0:38:30	規制庁イワサキですね、
0:38:33	9ページのですね黄色のハッチングのところなんですけど、これって、ほかと違って
0:38:44	補機海水系を含むっていうのはないのって何でした。
0:38:49	ちょっと、
0:38:50	骨折説明いただけますか。
0:39:05	中国電力のタカノです少々お待ちください。
0:40:37	定刻電力のタカノです。お待たせしました。ええと記載が漏れておりますので追記させていただきたいと思えます。以上です。
0:40:57	規制庁イワサキ記載漏れということで承知しました中園他に漏れただけでFujiiとか赤試験除いたわけではないということで理解しまして、ちょっと修正のほうよろしく願います。
0:41:15	実は10ページのおんなじ黄色ハッチング顧問なんですけど、これちょっと
0:41:24	冷却塔もための東北低中冷却以外で何か。
0:41:30	何を含んでいるのかちょっと教えてもらってもよろしいですか。
0:41:40	中国電力のタカノです少々お待ちください。
0:42:20	中国電力のタカノです。
0:42:23	炉心損傷前につきましては原子炉格納容器の冷却になりまして、炉心損傷後につきましては、原子炉格納容器の破損防止ということになりますので、その等、それを等々記載しております。条文のほうにもそのように記載されております。以上です。
0:42:59	少々お待ちくださいすいません。
0:44:33	規制庁イワサキですわごめんなさいウエイト

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:37	上部にあって、記載ということで周知あわかりましたありがとうございます。
0:44:57	中国電力のタハラです。少し補足させていただきますと、これ言っている格納容器の
0:45:06	冷却格納器内の冷却等のための等々ですけれども、例えばRHRだと冷却という意味ではむしろ情熱ってところもありますし、代替スプレイだと格納器の冷却で、
0:45:21	ここの後ろに書いてあるようなヒートシンクの話も書いてありますので、そういった意味でいくと例えば衛星設備としてエントリーしているCAMSなどをまあそういった補機類の冷却はこういったところもありますので、人くくりでの、等という意味もでございます。以上です。
0:45:58	規制庁イワサキ政党今の御説明と、あとこの名計画等
0:46:06	は
0:46:09	その過圧過温破損防止も、
0:46:17	含めて一定がさらに等を
0:46:24	そのCAMSとかの冷却も含めて東京としているということですか。
0:46:36	中国電力のタハラスマップと過圧破損防止とか含めてというよりは、ここでの冷却対象って何ですかということになりますけれども代替補機冷却、
0:46:51	などを使用してという観点からいきますと、そのようなときに使う設備として先ほど代表でCAMSということで説明しましたけれどもそれ以外の補機類にも冷却対象でございますので、
0:47:07	そういったところも含めて、冷却をすると、したがって各な経緯だけではないということ表現するために等々、お示しているところですよ。以上です。
0:47:29	規制庁イワサキザーツと今の御説明だとなんかそそうなる対象が違うってことは、
0:47:38	だから、
0:47:39	そうなる等々の場所が違うような気がするんですけど、後ろの格納容器内等の冷却のためになるような気がするんですが、
0:47:50	そういう御趣旨ですか。
0:47:56	主たる目的は、中国電力のタハラです。主たる目的は、格納容器冷却というところで、それを含めて、
0:48:07	等というふうに表現しているというふうに認識しております。低角対象としては様々ありますし、荒地Rを使う場合は情熱という意図もございまして、それらを
0:48:21	集団含めて再最後2等で締めくくっているということですよ。以上です。
0:48:31	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:32	規制庁の寺井です。ちょっと今のところで、
0:48:36	今の御説明だと、これって結局、
0:48:42	ほかの補機冷を使うところ、もう最後その基本設計方針となったときに、
0:48:55	ここ、
0:48:57	国家の、
0:49:00	状とかちゃんこして書くことになるところだと思うんですけど。
0:49:07	比較表で見たほうがあるから 42 ページの一番下の対象の一番と蛇腹のところですよ。
0:49:13	いやこの等がこの 64 条として使うときの危険をすべて含ん妥当なんですという御説明されるのであれば、
0:49:25	これらの補機冷とし、議事録本代替補機冷としては 42 ページにある通り、この低圧 II であるとか、或いはその手続きであるとか、カーボン防止。
0:49:42	しても使う。だから 65 条とか 60 以上使う設備に跨ってそれぞれ使うときはと書かないんですかって言いたくなっちゃうんですけど。
0:49:56	だからここはもともととか 64 条自体が一向にこうあって進ま冒頭御説明させ向こうにご説明あった触れたんですけどその一行等に
0:50:10	あわせてとこうで読んで。
0:50:14	という
0:50:15	ことなんじゃないんですか。
0:50:22	中国で力のタハラです。
0:50:25	すみません今テルイさんおっしゃった通りが正しいと思っていますと答えちょっと解せん中で豊島冷却対象の話もちょっと挙がりまして、先ほどちょっとそういった発言をしてしまいましたので、
0:50:40	ちょっと今、第 1 項第 2 項の整備という方が本来あるべきと思います。失礼しました。
0:50:48	傾斜です。わかりました。当然ほかの設備を主たる目的で書いといて当然それに関連する補機についても出てくるというの我々も理解していますのでここはあくまでもその主たる目的として、基本の方針として、
0:51:04	技術基準適合の観点から、その各条の要求に対して書籍しますよっていうのを基本の方針としてうたってるというところで理解をしました。以上です。
0:51:38	規制庁のテルイです。ちょっと私からの支援機構、
0:51:50	どうするのですね。
0:51:54	いやいやいやいやいやいや。
0:51:57	うん。
0:52:00	比較表の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:02	47 っていう字
0:52:10	そうして 7 ページのところ、
0:52:13	下のほうからですね、(1)のところの
0:52:18	ほらで
0:52:19	炉心の中心損傷防止のための原則はなくて逆に用いる設備のうちで、
0:52:26	ここの残留熱除去系か心がけているモードが機能喪失した場合、
0:52:32	及び全交流電源喪失または原子炉補機冷却系機能喪失によるサポート系の故障により、
0:52:39	もっと単純に熱除去系格納容器でキモトが起動できない場合、
0:52:44	合併ここで言ってる及びが繋いでいるのは、前半の残留熱除去系の機能喪失した場合ということでサポート系故障により、より残留にということや起動できない場合っていうその場合は二つ及びでつないでいる。
0:53:00	という読み方であってますと、
0:53:10	中国電力のタカノです。今おっしゃられており、その認識で間違いありません。以上です。
0:53:16	規制庁という趣旨わかりました。そうするとですね、これ単に読みやすさの観点なんですけどそのサポート系故障によりの後のポツがないほうが、
0:53:28	及びでつなげているものがわかりやすいかなと。
0:53:32	思います。
0:53:34	ポツで意味が切れちゃうと、その場合と、
0:53:38	故障が繋がってるように、
0:53:40	ヤマネです。
0:53:42	ちょっとあまりその及び出せる場合場合っていうのは、今や読みにくいかなと思ったので、
0:53:48	趣味的ではありますが、ご検討いただければと。
0:53:56	中国電力のタカノですね、記載の者につきまして検討させていただきたいと思います。以上です。
0:54:04	規制庁やすくよろしくお願ひします。続いてスター講師の 48 ページのところで、
0:54:12	昨日、
0:54:13	低圧原子炉代替注水系のところ、電源の話なんですけど、このまま代替スプレィ議案の説明にもあった通り、同じ構成になって、
0:54:22	一定、
0:54:23	63 分から非常にですね。
0:54:26	ちょっと不当を持ったのが、この後、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:37	来通しの 51 ページで、可搬のほうの電源の
0:54:45	話があって、
0:54:51	なお、機器、
0:54:55	この交番に合わせると、ずっと書きやすいのかもしれないなと思ったってうだけなんですけど、このうち
0:55:04	その系統全体の電源を今書いてあって、その主たる切ってますから、常設の場合は別原子炉代替注水ポンプだと思いますけど、過半だとこの主たる送水基のポンプっていうのを跨ってる大量送水車によることができるっていうような書き方してるので。
0:55:23	そういう意味で、常設の方も今の今のここを系統全体としての電源供給先を書いた上で、また書きで、その主たる機器の駆動減だけを書くっていう書き方も、
0:55:35	できるんじゃないかなと思ったんですけど、ちょっと昨日の時点では未定。同じことを言えればよかったんですけどちょっと今、
0:55:43	読んでてそう思ったので、そういったところも含めてご検討いただければ。
0:55:50	お願いします。
0:55:53	はい。
0:56:00	はい、中国電力の小川です。
0:56:04	御指摘の通り、可搬のほうでも同じような記載がありますのでこちらのほう、ちょっと参考にさせていただきましてご意見の参考にさせていただきまして、記載のほう検討させていただきます。以上です。
0:56:16	規制庁とるですよろしく申し上げます性
0:56:22	少々
0:58:23	はい。
0:58:23	規制庁イワサキです。ただ
0:58:28	通しページ 48 ページの当柏崎 7 との相違で、
0:58:37	格納容器スプレイ代替スプレイやドライウエル側へのスプレイのほう包括的温めドライウエル側のスプレイのみ実施するっていうこれ割っちゃったの。
0:58:47	今日強化のトップいい議論かと思うんですけどちょっと方向説明していただいてよろしいですか。
0:59:00	中国電力のタカノです。この格納容器代替スプレイ系につきましては、既設の残留熱除去系の格納容器冷却モードのラインを使いまして、注水する設計となっております。その場合にですね。
0:59:16	既設の残留熱除去系の格納容器冷却モードはへとドライウエル側に 95%入ってサプレッション・チェンバ側に 5%入るような設計となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:31	その流量の流量比で有効性評価ほかにおいて、解析した結果、あまりドライウェルあS/C側へのスプレイトーが効果がないということがわかりましたので、D/W側へのスプレイのみ。
0:59:49	実施するという方針にしております。以上です。
1:00:31	規制庁イワサキ性等、
1:00:34	もともと95%5%で割り振っていい。
1:00:43	解析した結果、あんまりこの5%起用がないから。
1:00:51	ドライウェル側に100%にしたっていいことですか。
1:00:59	中国電力のタカノですね、D/W側に入る。
1:01:04	流量につきましても95%になりますので、
1:01:09	以上5%で有効性のほうを確認しておりますというところですか。以上です。
1:01:31	はい。
1:01:32	規制庁イワサキNISAナイトウをS/Cには55%は入っているんですか。
1:01:39	これは入ってない。
1:01:50	中国電力のタカノです。S/C側の弁の方はですね空いておりますので、S/C側には入っていない状態です。以上です。
1:02:10	規制庁イワサキジェットじゃそのドライウェル側の弁を95%会議みたいな感じがして、
1:02:17	スプレイを実施して提出するようなことになっているということですか。
1:02:29	中国電力のタカノで少々お待ちください。
1:03:54	中国電力のタカノです。
1:03:58	すべての流量100%がD/W側に入るかっていうことにつきまして、ちょっと確認させていただきたいと思います。以上です。
1:04:23	来整理長のテルイです。
1:04:28	有効性評価のときの議論を
1:04:32	もうよく理解した上で説明をしていただければいいんですけど。
1:04:38	或いはそういうことを許可のときの議論として、ドライウェルから議題特例の実施箇所どこにすればいいかっていう議論してると思うので、その辺りを少し御説明いただければいいと思う。
1:04:52	それも今難しそうですね。
1:05:20	中国電力のタカノで少々お待ちください。
1:05:52	中国電力のタカノです。ちょっと確認させていただきますので後程回答させていただきます。以上です。
1:06:02	規制庁取り出すわかりますけれどもちょっと時間もあれなので、65条イマイですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:41	規制庁イワサキですが、68 ページのですね、上は確認なんですけど。
1:06:50	下カラーから 4 行目辺りの青字の系統設計流要求. 8kg。
1:07:02	設置をこれは
1:07:05	亡くなっています。
1:07:08	下流量の部分／立米のほうが見やすいかなと思ってやってある記載のルールでここってるんですか。
1:07:33	中国電力ウエダで少々お待ちください。
1:08:20	中国電力のウエダです。本 9.8kg/sにつきましては、フィルタベント系の設計流量として設計条件として使用しているものになりまして、
1:08:33	許可断面から 9.8kg/sということで御説明させていただいてるものを基本設計方針にも記載させていただいてるといったものになります。
1:08:43	以上です。
1:09:01	規制庁イワサキだ許可からの説明っていうのは家理解しました。ちなみにこれは何でkg。
1:09:08	での流量なんですかね。
1:09:12	ちょっと御説明いただけますか。
1:09:15	その告訴設計流量がキログラムっていうのはわかったけど、ここなんでkgになっているのか。
1:09:24	ちょっと教えていただいて、
1:09:32	中国電力のウエダです。9.8kg/sの算出過程において、原子炉定格熱出力を
1:09:43	仮定いたしまして蒸気の発生量を計算してこん数値を出しております。そちらの計算においてキーエンタルピー等を用いて計算するときの歓談単位として 16/kg。
1:09:58	といったものを使用しておりこれから出てくるものとしてkg/sということで算出したことになりますので、生値が算出した結果として 9.8kg/sを使用しているものとなります。
1:10:14	以上です。
1:10:32	規制庁のテルイです。今の御説明というのは結局
1:10:37	流れてくるもの、20 ページでは常勤になるので、
1:10:44	そうすると、その温度とか圧力とか、
1:10:49	堆積っていうのは変わり得るから、ある条件下における質量として、
1:11:01	系統設計をしてるっていうこと。
1:11:05	でしたっけ。
1:11:21	中国電力のウエダです。ご認識の通りです。
1:11:24	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:36	はい。
1:12:38	規制庁イワサキですが、
1:12:41	40 ページのですね、ちょっと柏崎との掃引ところなんですけど。
1:12:59	ちょっと私あまり系統構成とかがわかってないからかもしれないんですけど、このドレンタンクが要らないっていう設計所ちょっともうちょっと方向は各ちよちょっと詳しく説明していただいてもいいですか。
1:13:20	中国電力のウエダです。
1:13:22	島根 2 号機の格納容器フィルタベント系のフィルタ装置出口側の配管等につきましては、配管内でのドレン凝縮等蒸気凝縮等によるドレン御考慮して勾配をつけた配管構成としており、
1:13:40	発生したドレンにつきましては最終的にスクラバ容器に戻るような配管構成になっておりまして、どこかでドレンだまりが発生するようなどころっていうのは設けてませんで、さらにどれについてはスクラバ容器内に入ってきたとしても、
1:13:57	機能喪失する水位まで到達しないことを確認しておりますので、ドレーンを抜く操作だったり、ドレンの別で受けるようなタンクを設けていないというものになります。以上です。
1:14:19	規制庁イワサキじゃなあとだから 1 徒歩放出こう
1:14:26	よりも、スクラバ容器を下に持ってくることで、
1:14:30	凝縮したときに、そのまま要件定義に戻る。
1:14:38	ふうになっているということですかね。
1:14:45	中国電力ウエダです。ご認識の通りで、原子炉建物屋上に放出こう設けてそこからのくだりにフィルター装置から見ると上り勾配、
1:14:56	排気孔から見ると下り勾配になるように配管を設定しておりまして、どれについては戻っていくような構成にしております。以上です。
1:15:22	規制庁イワサキ送会社ありがとうございます。
1:15:52	それではグリフィンちょっと時間もないので、100、
1:15:56	66 条なんかな。
1:16:00	はい。
1:16:32	規制庁イワサキで政党 2 ページのですね、
1:16:37	2 パラ目 2 の
1:16:42	原子炉容器下部にあらかじめ十分な水位パック欲しいんですけどこれ十分な水っていうのは決まっている水なんですか。
1:17:02	中国電力のタカノです。とペDESTAL水位としましては 2.4m の水位を確保することとしております。以上です。
1:17:28	規制庁イワサキそうわかりましたありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:45	規制庁のちょうどいいですと等方性
1:17:52	15 ページのコリウムシールドのアクセス／などですけど、ここに書いてある数字というのは一番薄いところの数値で
1:18:08	ほぼ
1:18:09	本体のその防護隊等の規制対応。
1:18:14	ただし、きっと。
1:18:16	厚さ、
1:18:18	ことでしたっけ。
1:18:23	中国電力のタカダです。ご認識の通りで、はい、防護材と実際の先ほど委員の方とあわせて、一番薄い部分、
1:18:33	の厚さを記載しております。以上です。
1:18:38	規制庁かかるわかります。だからこそ以上と書いてあって、その他の部分はここの中で入ってるということで、
1:18:47	ね。
1:18:48	はい、わかりました。
1:18:51	議長。
1:18:53	以下、
1:18:54	工夫して 60、
1:19:01	ヤマネとか、67 条。
1:19:04	規制庁イワサキです。11 ページと 12 ページのですね、格納容器水位ともう風化超えてとも能容器水位、格納容器資本を括弧B系のですね、構成機器の
1:19:19	逆聞いたけど、法令は
1:19:24	平成のほうで戸数一步容量が 20kmジュール/hDAとB系のほうは何かって伝熱面積で入っているんですけどこれって何でこう、同じ冷却器など違う書き方になった。
1:19:52	中国電力の福間でございます。
1:19:56	格納容器水素濃度SAのほうの冷却器なんですけれども、こちらのほうについてはですね、電子式の冷却器になりまして個数が 1 台。
1:20:06	で容量がですね、
1:20:09	記載の要領になってございます。一方ですね原子炉が失礼しました、格納容器水素濃度B系のほうの冷却器なんですけれども、こちらのほうは水冷式のいわゆる
1:20:21	伝熱式の熱交換熱交換機になりますけれども、水と
1:20:27	接触させてですね、冷却させるような機構になっております。そのためですね伝熱面積の記載をしております。個数につきましてとしてはですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:37	こちらについてはD/W側と
1:20:40	トーラスサブチャン側ですね、それぞれにですね冷却器がついてございまして、当ため個数にということで記載しております。以上。
1:20:51	規制庁イワサキわかりましたと。なんかその子工程ということです。リキャップの方向が違うものも冷却器、
1:21:02	であるということがわかりましたか。これ同じ冷却器って書く。
1:21:11	要は何かちょっとわかりづらいかなのと思ったんですけど。
1:21:14	これはもう何か決まっている。
1:21:20	はい。前実情申しますと先行さんのほうで同様な機器がございましてそちらのほうの名称ですね、参考に、当社のほうでも同じ冷却というところで整理させていただいております。以上です。
1:22:18	KKイワサキごま選考に合わせたということではわかりましたかはちょっと議決をなんかわかりづらいので真真中で一度ちょっと御検討いただければと。
1:22:30	よろしくお願いします。
1:22:35	中国電力の粉末検討について了解いただき
1:23:01	例えば、やはり五、六十、
1:23:04	活動
1:23:05	はい。
1:23:13	規制庁やっぱギターこのなんかあんまり大したあれじゃないんですけど2ページ目のですね、
1:23:23	一番最後の行なんです、系統原子炉建物水素濃度切る。
1:23:31	設計とすると書いてあるんですけど。
1:23:34	これ許可のほうで原子炉建物水素濃度監視設備なんですけど、これって名称はこれやって、
1:23:54	中国電力のカネモリです。
1:24:00	減少と水素濃度どうという名称で、
1:24:03	やっております。
1:24:05	以上です。
1:24:24	中国電力のイマイですけど、少し補足させていただきます。と工認量の設備名称は原子炉建物水素濃度としてええと先ほど御説明した通りでございますので、電発とかの記載の監視設備とあるのは条文要求上の監視設備という要求がありましてそれを倣ったものでございます。以上です。
1:25:28	頸定イワサキ先ほどの被覆管のほっとけなくなってこそ一般名称的に任し設備をつけてたということですねIB介しましてありがとうございます。
1:25:48	ページ数運営と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:51	一応こちらからは以上ですけど。
1:25:54	先ほどのって何か答えられるとかD/W等、
1:26:00	こちら側のスプレイの話ですけど。
1:26:10	中国電力のタカノです。有効性評価におきましては、いろんな事象によるんですけどもろ過の場合で、ちょっとこのドライウエル側にスプレイをしたほうが効果的であるっていうような御説明をさせていただいております。
1:26:28	一方で、
1:26:35	TQUVにおいては、S/C側にスプレイをしたほうが効果的であるっていうようなことも御説明させていただいております。
1:26:44	それらを踏まえて、
1:26:49	解析を行った結果、
1:26:54	格納容器の弁当に関しまして、
1:26:59	ベント時間の観点からドライウエル側にスプレイを実施したほうが有効であるというふうな御説明をさせていただいております。
1:27:11	それちょっと比較表の備考の規制につきましてはちょっと検討させていただきたいと思います。
1:27:19	以上です。
1:27:31	どうぞ。
1:27:34	設置をイワサキサーバに今の御説明だとそのTQUVのときは
1:27:40	察知2のほうにもスプレイはするんっていうことですか。
1:28:05	中国電力のタカダです。連動基準の観点から、
1:28:10	D/W側にしかスプレイをしないという方針にしております。
1:28:17	以上です。
1:28:31	中国電力のタカダですすいません。先ほど説明した内容につきましてはちょっと補足なんですけども、を解析上の、先ほどお話でありまして実際にはいき指の事象であっても、
1:28:46	部長サプレッションチェンバ側にはスプレイは行わない方針としております。以上です。
1:28:57	ですのでD/W側に100%の流量映像甲楽城代替スプレイでいきますと120立米の
1:29:05	流量をD/W側のほうへスプレイすることとしております。以上です。
1:29:22	規制庁イワサキですと、
1:29:26	でも、さっき御説明地域上のときは、
1:29:31	さっき県にも入れたほうが効果R解析結果だったんですけど、定率ベント基準で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:48	基本的に格納容器冷却モードのときは、
1:29:54	違う幾分時を
1:29:59	うん。
1:30:00	宇宙の
1:30:01	格納容器代替スプレイは、
1:30:04	基準で
1:30:07	ドライウェル側にしかスプレイしないんですかそのできる部位っていうのはさっきの報告が高いんだっていうの。
1:30:15	ドライウェル側にしかスプレイはしないということですか。
1:30:20	中国電力のタカダです。すいません、ちょっと説明が悪かったんですけども、
1:30:28	壱岐上のときは確かに
1:30:30	サブレーションチェンバ側へのスプレイしたほうが有効なんですけども実際比較した場合、ドライウェル側のスプレイと比較した場合にですね、それほど大差はございませんので、D/W側へのスプレイのみ実施する方針としております。以上です。
1:30:54	規制庁イワサキ性と同じですけど、それは何か、許可のときTQUBEのところでは何かそういう説明はもうなされているという認識でいいですかね。
1:31:10	中国電力のタカノです。有効性評価の補足説明資料ですね、格納容器代替スプレイの実施箇所についてという補足説明資料がありますので、そちらのほうに今御説明した内容のほうを記載しております。以上です。
1:33:26	規制庁イワサキでさお金ちょっと終わったし、地震もちょっと後で
1:33:32	有効性評価の
1:33:35	医師箇所の解析のところをちょっと読んで、
1:33:39	NaF数を
1:33:44	ふうん。
1:33:49	はいによってちょっと確認して、ちょっとまた再確認させていただきます。
1:34:07	規制庁のテルイです。私は許可のときにやってたので、暗渠化のときの議論をよく覚えていますがけれども、
1:34:19	当然公認なのですね、許可でのせいっていうふうには基本設計方針。
1:34:28	の議論では、
1:34:30	許可或いは有効性評価の条件を踏まえて、何を基本設計方針として書くべきだと。
1:34:39	いうところがやっぱり大事になってきますので、
1:34:46	多分ここ認定メインは設備予算がメインでありあまり差が有効性評価やから、安全3ではないのかもしれないですけど、有効性評価あのかのときの議論っていうのは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:59	よく
1:35:01	ご理解いただいた上ですね、説明のほうで、
1:35:07	一応とりあえず一通りやりましたので、そんな時間も過ぎてしまったので、指摘事項の確認に参りたいと思いますけど御用意ができましたらお願いいたします。
1:35:52	中国電力のヤマネです。ただ今の画面共有しておりますが、規制庁側は見えてますでしょうか。
1:36:00	それぞれEs早めです。
1:36:04	中国電力のヤマネです。ありがとうございます。それでは本日の指摘事項について協議をさせていただきます。まず一つ目ですけれども、64条の9ページの
1:36:15	それで、原子炉補機冷却系機能喪失の記載について資料内で統一を図ること。
1:36:22	続きまして64条の47ページですけれども、
1:36:26	サポート系故障によりについて前後の文章の繋がりを考慮して記載を適正化すること。
1:36:32	続きまして64条の48ページですけれども、
1:36:36	常設設備に用いる電源について、可搬側の記載を参考に記載内容を検討すること。
1:36:42	続きまして、同じページ64条の48ページですけれども、
1:36:47	格納容器代替スプレイ系常設によるドライウェルスプレイに関する相違理由について、
1:36:52	有効性評価審査時の議論を踏まえて備考欄に記載の充実化すること。
1:36:57	続きまして67条の11ページ12ページですけれども、格納容器水素濃度SAとB系の冷却器について、冷却方式を踏まえて記載の適正化を検討すること。
1:37:10	以上の五つとなっております。過不足ありましたら、補足をお願いいたします。
1:37:16	以上です。
1:37:18	規制庁でありがとうございます。三つ目ですけど三つ目については昨日
1:37:26	指摘したコメントと武道ろうというか、それに補足する内容ですので、
1:37:34	昨日させていただいた指摘とあわせて御回答いただければ結構です。
1:37:40	どうぞ。
1:37:43	中国のこの山
1:37:45	あと、どうぞ。
1:37:48	中国電力のヤマネです。承知いたしました。昨日の62条側の適正化とあわせて回答させていただきたいと思います。です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:59	規制庁イワサキ計算の一番上の指摘なんですけどあの資料内で統一をというよりかはかっこうがP後ろの確保の海水系のほうを受け、本当に抜けているのか。
1:38:14	で抜けてないんだったらその抜いてる理由を説明していただくといった形でなかなか直せというよりかは
1:38:21	このままの記載である理由をちょっと説明して欲しかったというだけでも、
1:38:28	この括弧原子炉解析を含むというふうに直しなさいという。良いとではないということはお伝えしておきます。
1:38:49	中国電力のタカノですけど他にもですね
1:38:53	僕はキーで記載しているところもありますのでちょっとそそれらも含めて、統一したいと考えております。以上です。
1:39:04	規制庁のテルイです。少し補足をさせていただいたのは御理解している通りだと思うんですけど
1:39:11	その補機海水系を含む拡売ともしかしたら書かない場合ってのは存在はするのかもしれない、
1:39:21	前面に書かれていないというのであれば、それは全部書くっていう整理をしていただければいいですし、必要なものだけ書くというのであれば必要なものにはつけていただいて、必要じゃないものは、これこれこういう理由でこう書かなくていいですよっていうことをきちんと説明していただければ結構です。
1:39:39	これも僕的に全部つける統一しろって言うわけではないということだけやるご理解をいただければと思います。以上です。
1:39:50	中国電力のタカダです。了解いたしました。
1:39:57	ほかにありますか。はい、中国電力から側から確認してございますか。
1:40:09	一応くらいの本社イタイガワですね、中国電力から特にございません。
1:40:15	はいわかりました規制庁でるでしょとありますした。
1:40:23	規制庁側からも幅員なり、はい。
1:40:29	それでこれちょっとお願いというか、なんですけど、ちょっと今日のヒアリングをやっててもこちらの指摘に対して、すぐレスポンスがなくて、1回引き取ってっていうのが結構多かったかなと思っていて基本的方針でいろいろとの
1:40:48	いろんな個別の設備機器の設計なのであったり、先ほど言った有効性評価の条件の話はいろいろ多岐にわたってるものを集約して書いてある部分であるとなかなか難しいところではあるとは思っていますけれども、もう少しちょっと。
1:41:04	僕らの指摘もちょっとあまりいけてないところあるんですけど、もう少しちょっとテンポよくやっていけるようにしてきていけたらなと思いますので、その点はご協力をいただければと思います。よろしくお願ひします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:19	はい、中国電力アガワです。承知いたしました
1:41:24	おられたことにきちんと回答できるように、これから準備したいと思いますが、今後ともよろしく申し上げます。以上です。
1:41:31	それぞれ、よろしく申し上げます。それでは本日のヒアリングこれで終了したいと思います。ええとございました。ございました。
1:41:40	それから、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。